

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県守谷市長

## 公表日

令和5年5月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払い管理、統計処理を行う。</li><li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li></ul> (1) 受給者世帯の住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。
③システムの名称	子育て世帯生活支援特別給付金システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第1第101の項</li><li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法の第19条第8号 別表第2(第121の項)</li><li>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部ののびのび子育て課
②所属長の役職名	のびのび子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法の第19条第7号 別表第2(第121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2(第121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	(情報提供の根拠) ・番号法の第19条第8号 別表第2(第121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2(第121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	事前	
令和4年3月1日	I 関連情報 7 請求先	守谷市保健福祉部のびのび子育て課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事前	
令和4年6月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事前	
令和4年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	守谷市保健福祉部のびのび子育て課	こども未来部のびのび子育て課	事前	
令和4年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事前	
令和4年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事前	
令和5年5月31日	評価書名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務	事前	
令和5年5月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	本市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和5年5月31日	I 関連情報 1-① 事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務	事前	
令和5年5月31日	I 関連情報 3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1第100の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	・番号法第9条第1項 別表第1第101の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事前	
令和5年5月31日	I 関連情報 4-② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法の第19条第8号 別表第2(第121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2(第121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	・番号法の第19条第8号 別表第2(第121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事前	
令和5年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年9月1日時点	令和5年5月1日時点	事前	
令和5年5月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年9月1日時点	令和5年5月1日時点	事前	